

令和8年度新たなモズクサプライチェーン創出事業委託業務 企画提案仕様書

本公募は、令和8年度の予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるもので、県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

1 業務名

令和8年度新たなモズクサプライチェーン創出事業 委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）

3 事業目的

本県では、県内各地でオキナワモズク（太モズク）及びモズク（糸モズク）が養殖されており、モズク養殖業は海面養殖生産量の90%以上を占める主要な漁業となっている。

課題として、全国的にモズク＝カップモズクのイメージが強く、1食当たりの消費量が限定的になっていることに加え、「モズクは酢の物」という消費者の固定観念が強くあり、カップモズク以外の食べ方が浸透していない。このため、モズクの消費が限定的であり、モズクの消費を増やすためには、1食あたりの消費量が多く、食べ方のバリエーションが多い「生モズク」の需要を掘り起こす必要がある。

また、モズクの相場が直近（前年）の価格や生産量に左右されることから、生産者は物価高騰分を卸売単価に転嫁することが難しく、厳しい経営状況となっている。そのため、新たな販路を確保し、単価の上昇、収入の安定化に繋げることが急務となっている。

そこで本事業では、量販店や飲食店バイヤー及び消費者に対して生モズクの魅力を発信しモズクへの関心を持たせるとともに、生産漁協とバイヤーとの商談会を通じて新たな販路拡大に繋げることを目的とする。

4 委託事業内容

（1）県外量販店・飲食店バイヤー向け産地視察の実施

生モズクの美味しさや特徴等の魅力の訴求により、新たな取引を創出するため、県内モズク生産漁協と連携し、県外量販店・飲食店バイヤー向け産地視察を実施する。なお、実施にあたり以下の点を考慮すること。

- ① 招聘する県外量販店・飲食店バイヤーは、首都圏又は関西圏に店舗を構える年商500億円以上（県外量販店）及び70億円以上（県外飲食店）の企業に所属する者（商品部長・水産バイヤー・惣菜開発担当者等）とする。
- ② バイヤーの招聘数は1回当たり4社以上とし、産地視察は2回以上実施すること。
- ③ 産地視察の実施に際して、県内モズク生産漁協のモズク加工品や生モズクを活

用した料理の食べ比べ等を提供すること（提供するモズク加工品は沖縄県本島地区、周辺離島地区、先島諸島地区などから全県的に調達すること。）。

(2) 商談会の実施

生モズクの新たな販路拡大に繋げるため、生産漁協と量販店・飲食店バイヤーとの商談会を実施する。なお実施にあたり、以下の点を考慮すること。

- ① 商談会は(1)で実施する産地視察とセットで行い、産地視察の後に実施すること（産地視察及び商談会は基本的に1泊2日で実施すること。ただし、県との協議で変更を可能とする。）。
- ② (1)の産地視察に参加したバイヤーは必ず商談会に参加すること。
- ③ 商談会の実施に際して県内全モズク生産漁協に開催案内を行うとともに、複数の漁協が当該商談会に参加するよう調整すること。

(3) アンケート及び評価の分析

産地視察及び商談会終了後に県外量販店・飲食店バイヤーに対し、生モズクの取り扱いに関するアンケートを実施し、バイヤーの評価を踏まえた上で、今後の生モズクの販路拡大に資する施策の提案を行うこと。

加えて、本事業でマッチングした産地漁協と県外量販店・飲食店等の取引記録を追跡し、委託期間内における両者の生モズクの取扱に対する評価を抽出すること。

(4) その他、提案内容

県外消費者への生モズクの認知度向上に資する取組内容を提案すること。

(5) 上記(1)～(4)に関する問い合わせ等に係る業務

(6) 報告書等の作成に関する業務

① 事業実施計画書

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 1部
- ・提出方法 : 電子ファイルを契約締結の日から10日以内に提出すること

② 委託事業報告書

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 完全版2部、PR・概要版1部
- ・提出方法 : 電子ファイルを事業完了後10日以内又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに提出すること

③ 提出先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁10階)

沖縄県農林水産部水産課

5 受託者における経費の計上及び限度額

本委託業務に係る各経費は税抜価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに金 6,475,634 円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。なお、各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

- ・ 直接人件費
- ・ 直接経費（旅費、印刷製本費、使用料及び賃借料、消耗品費等）
- ・ 再委託費
- ・ 一般管理費（直接人件費+直接経費—再委託費）×10%以内とすること。
- ・ 消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

6 委託事業の経理

- (1) 委託業務に係る全ての経費の支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は委託料の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、その使途を明らかにしておくこと。
- (3) 委託業務に係る支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (4) 委託料の支払については、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託料の額を確定（実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額）し、精算払いを行う。
- (5) (4)の規定にかかわらず、委託業務の完了前に経費の支払を受ける必要があると認められるときは、次に掲げる区分に応じ、支払うべき委託料の額を確定し、概算払いを行う。
 - ・ 委託業務着手時、契約金額の 3 割以内の額
 - ・ 委託業務の進捗度合に応じて、契約金額の 9 割以内の額（前号の規定による請求額を含む）
- (6) 委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

7 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 事業説明及び問い合わせ業務、その他委託成果に密接に関わる根幹的な業務。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

8 成果物及び知的財産権の取扱い

- (1) 成果物の著作権及び所有権、知的財産権は、原則として委託元である県に帰属する。
- (2) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ② 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許可を得ること。

9 その他の留意事項

- (1) 本件は、随意契約・企画競争方式の手続きを経て行うものであり、本委託仕様書に記載した内容については誠実に履行すること。
- (2) 事業の実施内容については、県と十分な打ち合わせを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。
不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (3) 受託者は、本事業実施後、県の求めに応じ事業実施結果等についての説明等に応じること。なおその際の、旅費、謝金等の支払いは発生しないものとする。
- (4) 本委託仕様書に明記されていない事項及び詳細又は契約書に記載なき事項については県と協議すること。